離婚に関する相談窓口のご案内

離婚の際には、財産分与をはじめ、お子さんがいる場合には親権や養育費、お子さんとの面会交流など取り決めることがあります。

離婚に伴うトラブルや諸手続き、お子さんのこと、ひとり親が利用できる制度などお気軽にご相談ください。

相　談　名	主な内容	曜日・時間	相談場所・予約申込先
家庭問題に関する相談	協議離婚、子どもの養育費、面会交流等 (相談員-元家裁調査官)	第2･4金曜日 13:30～15:30	ふじみ野市役所 本庁舎2階 市民総合相談室 （31番窓口） TEL049-262-9025
女性のための DV・総合相談	配偶者等からの暴力、夫婦･親子関係等の悩み、今後の生活等の不安 (女性相談支援員-公認心理師･社会福祉士等)	月・火・木・ 第1･3･5金曜日 10:00～16:00	
弁護士相談	離婚に伴う紛争、調停、財産分与、慰謝料、親権等	木曜日 13:30～16:30	
司法書士相談	離婚に伴う不動産登記手続き等	第1･3･5金曜日 9:30～11:30	
行政書士による生活総合相談	離婚に伴う困りごと全般	月･水･金曜日 13:00～16:00	
社会保険労務士による年金相談・労働相談	離婚時の年金分割等	第2火曜日 10:00～12:00	
弁護士相談	離婚に伴う紛争、調停、財産分与、慰謝料、親権等	月曜日 13:30～16:30	ふじみ野市大井総合支所 市民相談コーナー 「オアシス」 （4番窓口） TEL049-256-7871
司法書士相談	離婚に伴う不動産登記手続き等	第2･4金曜日 9:30～11:30	
行政書士による生活総合相談	離婚に伴う困りごと全般	火～金曜日 （第3水除く） 13:00～16:00	

※　相談のご予約は、各相談場所の窓口と電話にて受付けております。
受付時間 8:30～17:15（土日祝日、年末年始を除く）

離婚時の年金分割について

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。原則として、離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があります。お早めに年金事務所でお手続きください。

「社会保険労務士による年金相談・労働相談」でもご相談は可能です。

問合せ先		
川越年金事務所	川越市脇田本町 8-1　U_PLACE5 階	TEL049-242-2657

ひとり親家庭等を対象とした制度について			
名　　称	担 当 課		問 合 せ 先
児童扶養手当	子育て支援課	本庁舎２階	TEL049-262-9041
ひとり親家庭等医療費支給制度			
自立支援教育訓練給付金			
高等職業訓練促進給付金等			
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度			
ひとり親家庭等児童高校等入学準備金			
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金			
ＪＲ通勤定期乗車券の割引制度			
小・中学校就学援助	学校教育課	第２庁舎３階	TEL049-220-2084
市営住宅の申込	建築課	第２庁舎２階	TEL049-262-9043
名　　称	問 合 せ 先		
県営住宅等公共賃貸住宅の申込	埼玉県住宅供給公社 県営住宅課		TEL048-829-2875

※　それぞれ問合せ先が異なりますので、お問合せの際、またご来庁の際は再度ご確認ください。

（その他の機関）**公益社団法人　家庭問題情報センター**
☆東京ファミリー相談室（無料電話相談）
　電話相談　03-3971-8553（通話料は相談者負担）
　相談日　月･水･金曜日　10 時～16 時
☆養育費・親子交流相談支援センター（無料電話相談）
　電話相談　03-3980-4108（通話料は相談者負担）
　　0120-965-419（フリーダイヤルは携帯からはかかりません）
　相談日　月～金曜日（水曜日を除く）　10 時～20 時、水曜日　12 時～22 時
　　土曜日・祝日　10 時～18 時

ふじみ野市　市民総合相談室
〒356-8501　ふじみ野市福岡一丁目１番１号
ふじみ野市役所　本庁舎２階
電話 049-262-9025(直通)
8:30～17:15(土日祝日及び年末年始はお休みです)